

平成29年10月臨時教育委員会 会議録

1 開催期日 平成29年10月 2日 (月)

開会 午後 4時27分

閉会 午後 5時15分

2 開催場所 役場 2階 会議室

3 出席者名 教育長 布施 東 雄
委員 諸 橋 志津子
委員 宮 下 静 子
委員 不二井 悟 史
委員 原 田 光 雄

局長 菅 谷 吉 晴
局参事 泊 昌 司
次 長 荒 木 秀 人
係 長 朝 倉 恵 子

4 議 事

1 教育長の職務代理者の指名

2 議案の審議

議案第18号 穴水町教育委員会教育長職務代理者の事務を委任する規則の
制定について

議案第19号 穴水町教育委員会の事務部局職員の異動について

5 議事の経過について

事務局の進行により、前会議録の承認を得た後、教育長から、教育長拝命についての報告があり、会議録署名員に不二井委員及び原田委員を指名し、承認されました。

審議に入り、教育長の職務代理者の指名については、教育長より指名があり、教育長職務代理者に諸橋志津子委員が指名されました。

議案第18号、議案第19号について説明があり、質疑応答が行われ、了承されました。

* 主な質疑・応答等について

10月 臨時教育委員会議事録

荒木次長 委員の皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます、本日の会議からは新教育委員会制度に基づく会議となりますので、少し説明させていただきます。

先般、平成29年第3回町議会定例会本会議において、議会の同意を得て、平成29年10月1日付で、石川町長から布施教育長が任命されたところです。

ご承知のとおり、平成27年4月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が施行されており、いわゆる「新教育長」として就任することになります。

これにより、旧法の経過措置の適用は終了し、新制度での教育委員会運営が始まることとなります。

その一つとして、委員長、委員長職務代理者の職が新制度ではなくなることとなります。

また、新制度では教育長が会を代表し、会議を主宰することになっていますので、よろしく願いいたします。

－ 教育長挨拶 －

改めまして、平成29年10月1日付けで、石川町長より教育長を拝命いたしました。本日、辞令交付を受けたところです。新制度になったとはいえ、委員の皆さんも、私も、人間的には変わっていませんが、新制度という形が変わったということで、改めて引き続き、よろしく願いいたします。

新しい制度では、教育長の任期は3年ということになりますので、ちょうど3年後には新しい学習指導要領の完全実施ということになります。その間、新しい制度にスムーズに乗っていけるように橋渡しをするのが私の役目だろうと思っています。

皆さんもご存知のように学校では様々な課題がたくさんあります。

その中でも、新制度では道徳が新しい道徳になって、考えて議論する道徳になり、授業の形態も変わりますし、そういう授業を進めながら、教科になったので先生方は評価もしなければいけないということになって、どういう形でそれを進めていくかということが大きな課題の一つであります。道徳となりますと専門教科というものではなくて、クラス担任は全て道徳の授業をしなければならないということになりますので、カリキュラムにのっとった道徳、しかも中身も変わることで、そういう課題があります。

ご存知のように英語につきましては、小学校の3、4年生に今の5、6年生がやっている英語活動を2学年下げてやり、5、6年生では教科の英語として週2時間授業が増えるということになります。どんなスタイルでやっていくかということは、これから校長先生と相談しながら決めたいと思いますが、最低1時間（45分）の授業をして、もう1時間（45分）は15分に3セットでやるのか、改めて土曜授業としてやるのか、いろいろな形があるのでしょうか。これも2年間のうちにきちんとしたものに育てていかなければなりません。我々教育委員会としてどういう支援ができるのかということも改めて考えなければいけないと思っています。

こうして年を追って高等学校も新しい指導要領になり最終的には大学入試の時に変わるというそういう時代に入って行くわけです。

そういうことも含めて、日本中の義務教育のあり方が少しずつ変わっていくという大変な時代になって

いくようで、来年、再来年と、その準備をする2年間が大変重要なものになってくるのだろうと思っています。

加えて先生方の勤務時間外の働き過ぎと申しますか、月80時間年間720時間越えの先生が3割も4割もいるという状況をどうやって解消していくかということに、石川県もそして日本中の学校が取り組み出しましたが、一石二鳥に解消できるものでもないですし、田中教育長は、だからと言ってことによって先生方がしなければならないこともしないで学校から帰って子どもの力が落ちていくということはないようにしなければならないということもおっしゃっていました。もし学校に長い間残って仕事をしていることで学力が上がっているのならば落ちることは目にみえていますので、それをどうやってやっていくかということが大変なこととして、先生方にとって大変なことを我々がどうやって援助してサポートできるのかということが多角的に考えていかなければなりません。前回のこの委員会で部活のことについてお話ししましたが、それも大きな要因かと思えます。校長会がありまして、少し触れさせていただきました。(途中省略) 県の方からもこれからいろいろなアプローチがあるのかと思えます。

最初に申しましたが、私としましては、これからの3年間、皆様のご協力をいただきながら務めさせていただきたいと思っておりますし、皆様のご支援をお願いしたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。以上です。

－ 議事 －

布施教育長 議事の1番目ですが「教育長の職務代理者の指名」についてです。

12ページをお開きください。その指名については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項におきまして、「教育長に事故がある特、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」とあります。これは、教育長が病気などの理由で一時的に職務を行うことができない場合、あるいは、辞職するなどの理由で教育長がいなくなった場合に、教育長に代わって職務を行う教育委員をあらかじめ指名しておこうというものであります。この指名につきましては、教育長が教育委員の中から指名することとなっておりますので、ご了承をお願いしたいと思います。

つきましては諸橋志津子委員を教育長の職務代理者に指名したいと思います。いかがですか。

教育委員 異議なし

諸橋委員長 どうぞ、よろしくお願いいたします。

布施教育長 ありがとうございます。教育長の職務代理者は、諸橋志津子委員に決定いたしました。

では議案の審議に移りたいと思います。

今回の議案は、議案第18号及び議案第19号の2件であります。

まず、議案第18号「穴水町教委育委員会教育長職務代理者の事務を委任する規則の制定について」です。事務局長に説明をお願い致します。

事務局長 議案第18号「穴水町教育委員会教育長職務代理者の事務を委任する規則の制定について」
説明

布施教育長 ただ今事務局長より説明がありましたが、何かご質問はございますでしょうか。

原田委員 今までと変わらないということですね。

事務局長 そうです。

布施教育長 他にないようですので、原案のとおり了承することとしてよろしいでしょうか。

教育委員 異議なし

布施教育長 それでは、議案第18号につきましては、了承いたします。
次に、議案第19号です。事務局長がご説明いたします。

事務局長 議案第19号「穴水町教育委員会の事務部局職員の異動について」説明

中嶋主事補 (挨拶)

布施教育長 議案第19号についてよろしいでしょうか。

教育委員 異議なし

布施教育長 それでは、議案第19号につきましては、了承いたします。
次にその他ですが、何かございますでしょうか。

諸橋委員 向洋小学校の特別支援教育支援員の倉本さんがお辞めになるとお便りに出ていましたが、その後任の件はどうなっていますか。

荒木次長 ハローワークに募集を出し、1名の応募があり、面接をいたしまして、11月1日から後任の方が決まりました。(詳細説明)

布施教育長 向洋小学校の校長先生にも面接官になっていただきまして面接を行いました。(詳細説明)

(途中省略)

宮下委員 朝の挨拶運動の放送が変わりましたね。

事務局長 (詳細説明)

警察からの指導もあり、子どもの安全面からも特定できる学校名をはずし「穴水町」という形にしました。

(途中省略)

諸橋委員 ただ地域性を考えて、高齢者が多い地域ですので、パソコン等を使えるのではないので、ある程度子どもにばかり強要しないで、少し優しく接していただければいいかと思います。なかなか文章からは入りませんのでね。

事務局長 本来は防災無線なので何でもというわけにはいかないのは事実なのですが。

(途中省略)

布施教育長 ありがとうございます。以上で、本日の臨時教育委員会はこれをもって閉会といたします。
以上

穴水町教育委員会会議規則（昭和 31 年教育委員会規則第 2 号）第 15 条第 2 項の規定により、署名する。

会議録署名員

教 育 委 員

教 育 委 員
